

平成19年2月13日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ル プ ス 技 研  
 代表者の役職名 代表取締役社長 池 松 邦 彦  
 (コード番号4641 東証第一部)  
 問 合 せ 先 取締役経営企画部長 山 崎 國 秀  
 T E L 042-774-3333

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年2月13日開催の取締役会において、平成19年3月23日開催予定の第26回定時株主総会において下記のとおり「定款一部変更」(1)(2)について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

## 記

## I 「定款一部変更」の件(1)

## 1. 変更の理由

会社法(平成17年法律第86号)、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)及び会社計算規則(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

## (1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供

総会の招集にあたり、株主総会の参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、インターネットを利用する方法で開示することで株主の皆様にご提供したものとみなすことが認められたことにより、株主の皆様の利便性を図るため、変更案第15条を新設するものであります。

## (2) 議決権の代理行使

株主総会において議決権の代理行使を行なう代理人の人数を明確にするもので、現行定款第15条(変更案第16条)を変更するものであります。

## (3) その他、上記変更に伴い条数の繰り下げを行なうものであります。

## 2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<u>新設</u>	<p><u>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
第15条 (議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。	<p><u>第16条 (議決権の代理行使)</u></p> <p>株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p>

## II 「定款一部変更」の件(2)

### 1. 変更の理由

#### (1) 買収防衛策の導入を株主総会の決議事項とすることについて

当社は、平成 19 年 2 月 13 日開催の取締役会において、会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)第 127 条に規定する、当社の株主の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」といいます。)を決定いたしました。

基本方針において、当社株式の大量取得行為や買付提案の中には、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、基本方針に照らし不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取組みとして買収防衛策を導入することが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるため必要不可欠と判断いたしました。当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大量取得行為や買付提案を行なう者が現れる前の時点において、あらかじめ買収防衛策を導入するにあたり、株主の皆様の意思を十分反映することが重要であると考えております。

そこで、株主の皆様の意思を明確な形で反映させるため、当社の定款に株式または新株予約権の無償割当てを用いた買収防衛策の導入についての決定機関を変更案第 18 条に新設するものであります。

#### (2) その他、上記変更に伴い条数の繰り下げを行なうものであります。

### 2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<u>新設</u>	<p><u>第 18 条 (買収防衛策導入の決定機関)</u></p> <p><u>会社法施行規則第 127 条第 2 号</u>に定める取組みとして、当会社の株主の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者による買収が開始される前に導入する、株式または新株予約権の無償割当てを用いた買収防衛策導入の決定は株主総会の決議による。</p>

以上